FOODEX JAPAN 2027 茨城県ブース設営業務に係るプロポーザル実施要領

1　趣旨

この要領は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構が発注する FOODEX JAPAN 2027 茨城県ブース設営業務について、プロポーザル（提案）方式の実施に必要な事項を定めるものとする。

2　業務の内容

（１）委託業務内容

別添「FOODEX JAPAN 2027 における茨城県ブース設営業務委託仕様書」のとおり

（２）委託期間

契約日～令和９年３月１２日（金）

（３）委託契約上限額

１，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3　資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号又は第３号までの規定に該当する者でないこと。

4　プロポーザルの作成及び留意事項

（１）作成内容

プロポーザル（提案書）（様式第２号）のとおりとし、Ａ４版で作成すること。

（２）作成に当たっての留意事項

①業務実施方針及び手法等

委託業務実施に係る方針、手法及び計画について記載すること。

②企画概要

企画概要について記載すること。

なお、当プロポーザルにおける企画は、プロポーザル提出者の企画力等を判断するために行うものであり、採用された事業者における企画をそのまま実施するものではない。

③業務実施体制

貴社内における委託業務の実施体制を記載するとともに、実際に業務を行う予定者、その者の担当業務、所属・役職、類似業務の経験等を記載すること。

④同種及び類似事業の実績

開催会場での業務実績及び類似事業の実施実績について、事業名、実施年、発注者、事業内容等について記載すること（過去５年間まで）。

⑤経済性の確保

業務実施費用の詳細を記した見積書を提出すること。

⑥会社概要

会社概要パンフレット等を添付すること。

5　プロポーザルの提出方法及びプレゼンテーション等

（１）提出書類

①プロポーザル提出書（様式第１号）　：１部
②プロポーザル（提案書）（様式第２号）：６部

（２）提出方法
持参若しくは郵送

（３）提出先
公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開一課
（〒310-0802　茨城県水戸市柵町 1-3-1　茨城県水戸合同庁舎 4 階）

（４）提出期限
令和８年１２月１４日（月）午後５時（必着）

（５）プレゼンテーション
プロポーザル参加者は、提出したプロポーザル（提案書）に基づき、下記のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

①　実施日時
令和８年１２月１８日（金）　※具体的な時間は別途ご案内します。

②実施方法
Zoom によりオンラインで実施する。
※参加用 URL 及び各参加者のスタート時間は、事務局から担当者宛てにメールにて連絡する。

③説明時間等
ア　提案した内容について、提案者が約 15 分間の説明を行う。
イ　説明が終了した後、質疑応答を行う。

6　プロポーザル評価項目及び評価結果等

（１）プロポーザル評価項目
①業務実施方針及び手法等
ア　業務実施方針及び手法等の提案内容
イ　提案内容の実現性
②企画概要
ア　企画力
イ　企画内容の実現性
③業務実施体制
④同種及び類似事業の実績
⑤経済性の確保

（２）プロポーザルの評価結果の通知
①提出されたプロポーザル（提案書）が採用された者に対しては、採用通知書により通知する。
②提出されたプロポーザル（提案書）が採用されなかった者に対しては、不採用通知書により通知する。

7　留意事項

（１）プロポーザル（提案書）の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とする。
（２）プロポーザル（提案書）に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル（提案書）を無効とする。
（３）提出されたプロポーザル（提案書）は返却しない。
（４）プロポーザル（提案書）の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

8　問合せ先
公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開一課
〒310-0802　茨城県水戸市柵町 1-3-1　茨城県水戸合同庁舎 4 階
TEL：029-224-5412　FAX：029-350-1103　Email：global@iis-net.or.jp